



保証継続報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 西垣 浩司 押印済

変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成22年6月16日（IT継続0062）
認証番号	C0245
申請者	シャープ株式会社
TOEの名称	MX-FR14
TOEのバージョン	C.11
適合する保証パッケージ	EAL3
開発者	シャープ株式会社

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成22年6月25日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア バージョン3.1 改訂第2版
(翻訳第2.0版)

情報技術セキュリティ評価のための共通方法 バージョン3.1 改訂第2版 (翻訳第2.0版)

認証結果：合格

「MX-FR14 C.11」(変更TOE)は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	1
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	2
1.4.1	変更の記述	2
1.4.2	変更された開発者証拠	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	3
2	認証機関による保証継続実施及び結果	4
2.1	実施概要	4
2.2	認証実施	4
3	結論	5
3.1	認証結果	5
3.2	注意事項	5
4	用語	6
5	参照	7

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「MX-FR14 C.10」（以下「認証TOE」という。）を変更した「MX-FR14 C.11」（以下「変更TOE」という。）の保証継続について、認証結果を申請者であるシャープ株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及び要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称： MX-FR14
バージョン： C.11
開発者： シャープ株式会社

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号： C0245
名称： MX-FR14
バージョン： C.10
開発者： シャープ株式会社
保証レベル： EAL3

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： MX-FR14 セキュリティターゲット

バージョン： 0.02
作成日： 平成21年10月19日
作成者： シャープ株式会社

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： MX-FR14
バージョン： C.10
受付番号： IT認証9263
認証番号： C0245
作成日： 平成22年2月25日
作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程」[2]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[3]（以下「IAR」という。）を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

TOEが搭載される製品のハードウェア部品（TOE範囲外）の変更に伴い、インタフェース部分のパラメタ実装（デバイス識別、コマンド種別等）が変更された。変更内容はハードウェア部品（Flashメモリ）のインタフェース仕様に依存する部分（ドライバメモリ間インタフェース）に閉じた実装変更である。従って、本案件の保証レベルにおけるセキュリティ設計に影響を及ぼすものではない事が開発者による設計資料レビュー及びテストによって確認されている。

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

開発部署の組織名変更に伴い、開発者証拠（配付手続文書、開発セキュリティ文書等）に記載されている組織名称が変更された。この変更は、名称の変更だけであり、TOEの保証内容に影響を及ぼすものではない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

日本向け	取扱説明書データセキュリティキット MX-FR14 [(CINSJ4673FC52) (TINSJ4673FCZ1)]	注意書データセキュリティキット MX-FR14 [(CINSJ4675FC52) (TINSJ4675FCZ1)]
日本以外向け	MX-FR14 Data Security Kit Operation Manual [(CINSE4674FC52) (TINSE4674FCZ1)]	MX-FR14 Data Security Kit Notice [(CINSE4676FC52) (TINSE4676FCZ1)]

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成22年6月16日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

開発者より提出されたIARについて、TOEの変更により影響がないことを確認するために、以下の検証を実施した。

TOEの変更に伴い変更する開発者証拠は妥当であること。

TOEの変更内容に対する影響分析の過程及び結果が妥当であること。

変更TOEについて適切なテストが実施されていること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、本変更TOEにおいても認証TOEのEAL3に対する保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
IAR	Impact Analysis Report
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation

本報告書で使用された用語を以下に示す。

Flashメモリ	不揮発性メモリの一種で、電氣的な一括消去および任意部分の再書き込みを可能にしたROM (Flash Memory)。
IAR	影響分析報告書
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-02
- [3] MX-FR14 影響分析報告書 Version 0.02 2010年6月14日 シャープ株式会社